

抗議声明

「蒲郡駅事件」控訴審不当判決を断じて許さない！！

本日、名古屋高等裁判所は「蒲郡駅事件」控訴審〔平成21年（う）第231号窃盗被告事件・片山俊雄裁判長〕で、不当にも控訴を棄却するという判決を言い渡した。私たちは、この不当判決に対して怒りを込めて抗議する。

2007年7月13日に、JR東海からの刑事告訴を理由にして公安警察が前面に立ち労働組合事務所をはじめとして大げさな家宅捜索を行ったこの「事件」は、労働組合つぶしを狙った国策捜査・政治弾圧である。その後、JR東海は加藤誠二さんを9月27日に解雇にし、名古屋地方検察庁は2008年3月19日に不当にも起訴した。

一審の公判の中でも検察は「指紋」すら証拠として提出できなかったが、名古屋地方裁判所は「有罪ありき」の憶測を積み重ねた「懲役6ヶ月・執行猶予2年」のとんでもない判決を今年4月21日に出した。控訴審では、「鎖錠されている書庫からどうして内部文書を見つけることができるのか」「指紋が検出されていない」などの一審判決での矛盾点を主張し闘ってきたが、不当にも名古屋高等裁判所は結論ありきの「控訴棄却」という不当判決を言い渡した。私たちはこの判決に対して怒りを新たに最後まで断固闘う。

9月16日には東京高裁で「反テロ・反処分裁判」控訴審判決が言い渡され、私たち社員をテロリスト呼ばわりした会社に対して慰謝料約150万円の支払いが確定した。職場でもの申す労働組合・社会的にも発言力のある労働組合は会社や国家にとって疎ましい存在であり「デッチ上げ事件」や「えん罪」は私たちの身近なところで用意されているのである。

私たちは石川さん・京力さんの不当解雇から16年、反動の嵐に抗して広範に労働者の連帯をつくりだしつつ闘ってきた。「えん罪JR浦和電車区事件」やこの「蒲郡駅事件」をはじめとして今後ますます労働組合つぶしが仕掛けられることが考えられる。私たちは労働組合の団結力をもって、職場からの闘いと結合させ加藤誠二さんと美世志会の仲間の完全無罪・早期職場復帰にむけて上告審の闘い・反弹圧の闘いを断固闘う。

2009年10月5日
JR東海労働組合
新幹線関西地方本部